

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（農林水産関連企業関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p style="text-align: center;">＜施設又は設備＞ 課税標準</p> <p>・公共危害防止用施設</p> <p style="text-align: center;">汚水又は廃液処理施設 1/6</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>公共の危害防止のために設置された施設（地法附則第15条第3項）の公害防止関連施設に対する固定資産税の課税標準の特例措置。</p>		
関係条文	地法附第15条第3項		
要望理由	<p>環境問題に関する世界的関心が高まるなか、我が国においても公害防止等に対する社会的要請が高まっており、事業者は一層の実効性ある公害防止対策が求められているが、昨今の経済情勢において更なる設備投資は企業経営を大きく圧迫している。特に、農林水産関連企業は中小企業が大多数を占めており、過大な負担となっていることから、これを軽減し社会的要請に応じた公害対策への取組を支援する必要がある。</p> <p>規制の強化や事業者に対する義務の強化のみならず、本制度に基づく特例措置を引き続き講ずることは、事業者における公害防止対策のインセンティブを高める効果があり、環境行政を円滑かつ適正に推進し、国民の健康で文化的な生活を確保していく上で重要な措置である。</p>		
減収見込額	<p>（初年度） — （16.1） （平年度） — （201.8） （単位：百万円）</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・国税</p> <p>一般公害防止用設備の特別償却</p>	<p>・融資、補助金その他</p> <p>（株）日本政策金融公庫（環境・エネルギー対策資金）</p> <p>沖縄振興開発金融公庫（環境対策資金）</p>
	の22年度	<p>・国税</p>	<p>・融資、補助金その他</p>
過去の要望経緯	<p>昭和44年度に、非課税対象に含まれないもののうち、ばい煙の処理又は騒音の防止のための特定の施設に係る課税標準の特例措置が創設され、その後、率の縮減、対象設備の拡大、縮小が幾度も行われた。今日まで適用期限の到来の都度、特例措置延長を要望してきている。</p>		
本要望に対応する縮減案			